

## 第5回労働協約交渉 その2

# 現行の予備勤務は労基法32条の2の適用である！ 労基法40条適用は厳格に運用すべきだ。

### 国労の主張

- ◆全ての勤務者の在宅休養時間を確実に確保すること。

### 会社の見解

乗務割交番作成上での定めであり、できるだけ配慮していく考えである。

### 国労の主張

- ◆日勤行路の拘束時間は、10時間以内とすること。

### 会社の見解

乗務員の拘束時間は列車ダイヤによる制約も大きく、拘束時間の制限を設けることは考えていない。

- ◆日勤行路は公共交通機関で出勤できる時間とせよ。

### 会社の見解

社内規定等に則り適切に作成している。

### 国労の主張

- ◆予備勤務者の休日指定予定日は、10日に行うこと。

### 会社の見解

予備勤務者については、前月25日に始終業時刻を特定する考えはない。

### 国労の主張

- ◆予備勤務者の勤務指定は、25日に行うこと。

### 会社の見解

そのように取り扱う考えはない。

### 国労の主張

- ◆予備勤務も労基法32条の2の勤務とし、予備勤務とは別に異常時等に対応する「出勤予備」を配置すること。

### 会社の見解

予備勤務については労基法40条の定めにより、同法32条の2の「特定」の適用範囲外とされており、変更する考えはない。また予備要員については現行同様、必要に応じて確保する考えである。



# 国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：渡邊 和久